

医師賠償責任保険（勤務医契約） に関するご案内

医師賠償責任保険とは

- 医師特約条項をセットした、医師・歯科医師の皆さまのための保険です。

医師特約条項の概要

- 被保険者（補償の対象となる方）またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者さんに身体障害※¹が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

加入の対象となる方

- 勤務医師の方

一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院に勤務する医師・歯科医師の方

被保険者（保険の補償を受けられる方）

- 被保険者は一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院に勤務する医師・歯科医師の方となります。

お支払いする保険金の種類

- 下表の「保険金の種類」に記載の保険金をお支払いします。

（刑事弁護士費用およびオプションで対象となる保険金の種類はそれぞれの頁をご確認ください。）

保険金の種類	保険金の内容
損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をいいます。 <身体の障害※ ² に関する賠償事故の場合> 治療費、医療費、慰謝料など <財物の損壊※ ³ に関する賠償事故の場合> 修理費、再調達に要する費用など （注）修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
権利保全行使費用	第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全または行使するために支出した必要または有益な費用をいいます。
損害防止費用	損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した必要または有益であった費用をいい（緊急措置費用（※）を除く）ます。ただし、身体障害※ ¹ の悪化の防止・軽減のために要した治療費用については、被保険者が支出したか否かを問わず含まれませんが、治療費用が被保険者が負担すべき損害賠償金と認められる場合は、損害賠償金としてその損害に対してお支払いします。
争訟費用	訴訟、仲裁、和解または調停について、事前に損保ジャパンの承認を得て支出した費用をいいます。
協力費用	被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパンが必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパンに協力するために支出した費用をいいます。
（※） 緊急措置費用	損害の発生および拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合において、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のために支出した費用をいいます。

※ 1 医療を行う者が職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、その医療の対象者に新たな身体の障害（身体症状の悪化または疾病を含みます。以下この注釈内において「障害」といいます。）が発生したこと、または既にその医療の対象者に発生していた障害がさらに悪化することをいい、これらの結果、その医療の対象者が死亡した場合を含みます。

※ 2 身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

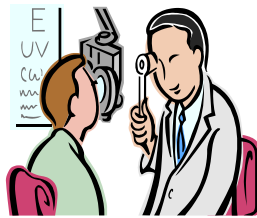
※ 3 財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。

保険金をお支払いする主な事故例



医師特約(賠償)

手術にミスがあり、患者さんに身体障害が発生したことにより損害賠償請求を受けた。



医師特約(賠償)

診断を誤り、患者さんの病状が悪化したことにより損害賠償請求を受けた。

(注1) 医師特約条項は、医療事故により、保険期間内に損害賠償請求を提起された場合に補償の対象です。争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者またはその代理人が身体障害またはその原因や事由を知った場合において、保険金をお支払いします。ただし、初年度契約締結前に知っていた身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。

保険金をお支払いできない主な場合

【賠償責任保険普通保険約款】

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者と世帯を同じくする親族※¹に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ⑤ 被保険者および被保険者の使用人等が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥ 排水または排気※²によって生じた賠償責任
- ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

など

【医師特約条項部分】

- ① 医療施設、航空機、車両、自動車、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ② 美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任
- ③ 医療の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ④ 所定の免許を有しない者が行った医療に起因する賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する賠償責任を除きます。
- ⑤ 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任

など

※ 1 6親等内の血族、配偶者※³または3親等内の姻族をいいます。

※ 2 煙または蒸気を含みます。

※ 3 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。

解約時にご注意いただくべき点

- 損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生などをご認識されている場合、解約の申し出をいただく前にその原因や事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後から5年間はその原因や事由による損害賠償請求に対する保険責任を延長します。ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等がある場合を除きます。

損害賠償請求期間延長担保追加条項について

- 医師特約条項は、医師などの責任となる事故が発生し保険期間中に損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いする保険です。保険契約を継続しないまたは廃業により保険契約を解約したとき、保険期間終了前に行われた医療行為によって、保険期間終了後に損害賠償請求の提起を受けた場合、補償の対象となりません。
- 医療過誤による事故の場合、医療行為から事故が発見され損害賠償請求を提起されるまでの間に相当の時間を要する場合が多く、保険期間終了前に行った医療行為によって損害賠償請求が保険期間終了後になされる可能性は否定できません。
- 保険契約を継続しないまたは廃業により保険契約を解約する場合、保険期間終了後の損害賠償請求に備え、損害賠償請求期間延長担保追加条項のご加入をご検討ください。

(注) 保険期間中に事故の発生を認識し、損保ジャパンに書面にてご通知いただいている場合、補償の対象となる場合があります。上記「解約時にご注意いただくべき点」をご参照ください。

保険金をお支払する場合	被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内においてこの保険契約の保険期間終了前に行った医療により、身体障害が発生した場合において、保険期間終了後から保険証券に記載の損害賠償請求延長期間終了日までの間に損害賠償請求がなされたときは、その損害賠償請求は保険期間の終了日になされたものとみなし、医師特約条項で補償の対象となる損害に対して保険金をお支払いします。
支払限度額	保険期間終了時に設定している医師特約条項の支払限度額が限度です。
延長期間	5年間または10年間のいずれかをご選択いただけます。
追加保険料	取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
ご注意いただくべき点	この追加条項にご加入いただく場合、保険期間が終了する前にお手続きをいただく必要があります。保険契約を解約する場合、解約のお手続きに合わせてこの追加条項のお手続きが可能です。ご加入にあたっては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

刑事弁護士費用について

- 医療行為により患者さんを死傷させてしまった場合、医療行為者である医師が医療刑事事件の当事者となる可能性があります。
- 刑事弁護士費用は、当事者となった医師の訴訟費用などを補償します。

事件種類	想定されるご負担	補償する保険商品
民事事件	損害賠償金、弁護士費用、訴訟費用など	医師特約条項
刑事事件	弁護士費用、訴訟費用	刑事弁護士費用担保条項

加入の対象となる方	勤務医師の方 医師賠償責任保険（医師特約条項）にご加入いただくことにより、この追加条項がセットされます。 （注）割増保険料なしで自動セットされます。
保険金をお支払いする場合	被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用 ^{※1} を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
支払限度額	保険期間を通じて500万円が限度です。
保険期間と保険金をお支払いする場合の関係	保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時 ^{※2} までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。
保険金をお支払いできない主な場合	次に掲げる刑事事件に起因する損害 ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件 ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑥所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 など

※1 次に掲げる費用はお支払いの対象外です。

- ①刑法（明治40年法律第45号）第2編第5章に定める公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
- ②弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用
- ③被保険者が刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第500条第1項に定める訴訟費用の裁判の執行免除の申立を行った結果、執行免除決定がなされた費用
- ④被保険者の共犯人が、連帯して負担する費用
- ⑤刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第1編第16章の規定により、国が被保険者に対して補償する費用

※2 刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

- ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時^{※3}
- ②裁判所が略式命令を発した時^{※4}
- ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時^{※5}

※3 検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。

※4 その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。

※5 第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

保険料表（勤務医契約）

保険 金額 の型	支払限度額		一括払年額保険料	
	医師特約条項		勤務医	
	身体障害		(1名につき)	
	1損害賠償請求	保険期間中	一般医師	歯科医師
1型	100万円	300万円	5,000円	2,720円
10型	1,000万円	3,000万円	17,750円	4,120円
30型	3,000万円	9,000万円	29,750円	4,800円
50型	5,000万円	15,000万円	35,880円	5,360円
70型	7,000万円	21,000万円	41,180円	5,920円
100型	10,000万円	30,000万円	50,830円	6,760円
150型	15,000万円	45,000万円	57,640円	8,160円
200型	20,000万円	60,000万円	64,460円	9,560円
300型	30,000万円	90,000万円	78,000円	12,360円

(注) 日医A②会員の方は1型のみ加入ができます。

医師賠償責任保険（勤務医契約用）のオプション

- オプションをセットいただくことで、業務実態に即した補償内容の設計が可能です。

医療付随業務担保追加条項の詳細

- 勤務医師を被保険者とする保険契約において、医療行為以外の業務の遂行によって、保険期間中に生じた他人の身体の障害または財物の損壊が発生、または業務遂行中に行われた不当行為によって被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

加入の対象および被保険者となる方	勤務医師の方 診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設または介護医療院に勤務する医師もしくは歯科医師の方をいいます。		
保険金をお支払いする場合	<p>以下に掲げる損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p><付随業務担保条項></p> <p>①被保険者が日本国内において業務を遂行することにより、保険期間中に生じた他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>②被保険者が日本国内において業務を行うにあたり、受託物^{※1}の滅失等^{※2}に起因して、受託物^{※1}について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p><人格権侵害担保条項></p> <p>被保険者の業務の遂行に起因して、保険期間中に被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った不当行為により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害</p>		
担保条項毎の支払限度額	担保条項	対象となる損害	支払限度額
	付随業務担保条項	受託物 ^{※1} 以外の損害	1 事故・保険期間中： 1 億円
		受託物 ^{※1} に対する損害	1 事故： 50万円
	人格権侵害担保条項	不当行為による損害	1 被害者： 1,000万円 保険期間中： 1 億円
保険金をお支払いできない主な場合	<p>【共通】</p> <p>①被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った医療によるその医療の対象者の身体障害に起因する賠償責任</p> <p>②被保険者が嘱託医として行った行為に起因する賠償責任 など</p> <p>【付随業務担保条項】</p> <p>①被保険者の使用人または被保険者の医療の補助者が所有し、または私用に供する財物が損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任</p> <p>②受託物^{※1}の自然の消耗、かし、受託物^{※1}本来の性質またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任 など</p> <p>【人格権侵害担保条項】</p> <p>①被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為に起因する賠償責任</p> <p>②被保険者によって、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任 など</p> <p>(注) 保険金をお支払いできない場合の詳細については、保険契約に適用される約款の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。</p>		
一括払保険料	1,000円／1名		

※1 医療の対象者から受託している身の回り品等の財物をいい、動物または植物等の生物を含みません。

※2 滅失、損傷もしくは汚損し、または盗取もしくは詐取されることをいい、紛失を含みません。

この保険のあらまし

■ 医師賠償責任保険の概要

医師賠償責任保険は、「医師特約条項」によって構成される保険契約です。この保険契約は病院もしくは診療所の開設の届出単位でのお引受けです。なお、勤務医契約、予防接種契約、その他特殊な契約方式での保険契約を除きます。また、介護医療院については、転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合にかぎり、その医療施設と同一契約でのお引受けができます。

<医師特約条項>

日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、医療の対象者に身体障害が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合、被保険者（補償の対象となる方）が負担する法律上の賠償責任を補償します。

(注) 賠償責任保険では、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金（自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内でお支払いします。賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

■ 商品の仕組み

この商品は賠償責任保険普通保険約款に医師特約条項などをセットしたものです。

■ 加入の対象となる方

勤務医師の方

診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設または介護医療院に勤務する医師もしくは歯科医師の方をいいます。なお、勤務医師の方がご加入の場合、医療施設特約条項は対象外です。

■ 補償の対象となる方（被保険者）

勤務医師の方がご加入の場合

診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設または介護医療院に勤務する医師または歯科医師の方

■ ご契約期間（保険期間）

1年間

(注) 保険責任は保険期間の初日の午後4時（保険契約申込書またはセットされる特約などにこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。実際にご契約いただく際の保険期間につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。

■ 対象業務の地域

日本国内で行う業務

■ 損害賠償請求地域

全世界

■ 引受条件（お支払限度額など）

本パンフレットに記載の内容よりご設定ください。

■ 保険料の払込方法

ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があり、分割回数などにより、保険料が割増しとなる場合があります。払込方法についての詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ 保険料の支払方法

保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医師特約条項	<p>被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において行った医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、その医療の対象者に身体障害^{※1}が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、1回の損害賠償請求および保険期間を通じて保険証券に記載の保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の争訟費用は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>(注) 医師特約条項は、医療事故により、この保険期間内に損害賠償請求を提起された場合に補償の対象です。争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者またはその代理人が身体障害^{※1}またはその原因や事由を知った場合において、保険金をお支払いします。ただし、初年度契約締結前に知っていた身体障害^{※1}により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。</p>	<p>①医療施設^{※2}、航空機、車両、自動車^{※3}、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ②名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ③美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任 ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤所定の免許を有しない者が行った医療に起因する賠償責任。 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する賠償責任を除きます。 など</p>
刑事弁護士費用追加条項	<p>被保険者の医療行為の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用^{※4}または訴訟費用^{※5}を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて500万円を限度とします。</p> <p>(注) 保険期間中に送検された場合にかぎり、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時までに発生した損害に対して保険金をお支払いします。</p>	<p>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた刑事事件 ②被保険者の有罪の確定^{※6}がなされた刑事事件 ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑥所定の免許を有しない者が行った看護業務に起因する刑事事件 ⑦初年度契約締結の当時、保険契約者、被保険者もしくはその代理人 が保険期間の開始日より前に知っていた死傷またはその原因・事由に起因する刑事事件について、保険期間開始後に送検されるおそれのあることを知っていた場合において、その死傷またはその原因・事由により送検がなされたこと など</p>

(注1) 保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた損害賠償請求による損害については保険金をお支払いすることができません。

(注2) 医療施設の開設者の方のご加入になっている保険契約に基づいて保険金をお支払いするとき、次に掲げるいずれかを満たす場合には、勤務医師や看護師などの医療従事者の方に対して、責任割合相当分の求償権を行使する場合があります。

- ①医療従事者の方の故意によって、患者さんに身体障害^{※1}が発生
- ②医療従事者の方を被保険者とする同種の賠償責任保険に医療従事者の方が加入

- ※1 医療を行う者が職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、その医療の対象者に新たな身体の障害（身体症状の悪化または疾病を含みます。以下この注釈内において「障害」といいます。）が発生したこと、または既にその医療の対象者に発生していた障害がさらに悪化することをいい、これらの結果、その医療の対象者が死亡した場合を含みます。
- ※2 被保険者が所有、使用または管理する保険証券に記載の医療施設をいい、設備を含みます。
- ※3 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。
- ※4 被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいい、以下に掲げる費用を除きます。
 - ①刑法（明治40年法律第45号）第2編第5章に定める公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
 - ②弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用
- ※5 刑事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第41号）第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。ただし、予納された金額から訴訟費用の額に相当する金額を控除して残余がある場合は、その残余の額を除き、以下に掲げる費用も除きます。
 - ①被保険者が刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第500条第1項に定める訴訟費用の裁判の執行免除の申立を行った結果、執行免除決定がなされた費用
 - ②被保険者の共犯人が、連帯して負担する費用
 - ③刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第1編第16章の規定により、国が被保険者に対して補償する費用
- ※6 第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいい、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合における当該第一審および当該控訴審の判決を除きます。

- この保険契約では、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- お申込みにあたっては保険契約申込書の記載内容が正しいかをご確認のうえ、ご加入される方本人が保険契約申込書に記名・捺印もしくは署名をしてください。誤りがある場合には、保険金をお支払いできない場合や、ご契約が解除となる場合があります。
- 実際にご契約いただくお客さまのご契約の保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。
- ご契約者と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットの内容をお伝えください。
- ご加入時における注意事項（告知義務等）

(1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

■ 保険契約申込書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知書等の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項※について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

※医師賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、保険契約申込書の以下の項目をいいます。

■ 被保険者欄（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
 ■ 契約種類（リスク区分）欄および診療所有床・無床区分欄の有床・無床区分
 ■ 契約種類（リスク区分）欄について、病院の病床数・病床区分
 ■ 過去の保険金支払状況 など

- ご加入後における留意事項（通知義務等）

(1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■ 保険契約申込書の記載事項の変更
 <例> ① 病床数や病床種類を変更される場合（病院を対象とするご契約の場合）
 ② 保険金額等ご契約内容を変更される場合
 ③ 個人立の診療所または病院が、法人立（一人医師医療法人を含みます。）の診療所または病院に組織変更される場合
 ④ 法人立（一人医師医療法人を含みます。）の診療所または病院が個人立の診療所または病院に組織変更される場合
 ⑤ 病院または診療所が買収または売却され、経営母体が変わる場合
 ⑥ 標榜科目を変更される場合 など。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(注) 保険契約申込書に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要です。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。）

(2) ご契約者の住所などに変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができない場合があります。

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった場合を除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。なお、事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

- 分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までにお支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いすることができなかつたり、保険契約が解除されたりする場合があります。

- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンにご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求を延長します。（ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等（※）がある場合を除きます。）

(※) この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- 保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除き、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することにしております。

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象です。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）の対象となりません。
- 個人情報の取扱いについて
損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。

万一事故にあわれたら

- 保険事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの事故サポートセンターまでご連絡ください。
- 万一事故が発生した場合（損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。）は、以下の対応を行ってください。
保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。
 1. 以下の事項を遅滞なく書面で取扱代理店または損保ジャパンに通知してください。
 - <1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3> 損害賠償の請求の内容
 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。
ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 7. 上記の1.～6.までのほか、損保ジャパンが特に必要とする書類※または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
※ 損保ジャパンが特に必要とする書類については、次頁の「事故時に必要となる書類」をご確認ください。
- 被保険者（補償の対象となる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。
（注1）本保険では、保険会社が被保険者（補償の対象となる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。
（注2）示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

■ 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。

ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
- ② 専門機関による鑑定結果の照会
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④ 日本国外での調査
- ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

※上記の①から⑤までの場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

■ 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。


■ 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

No.	事故時に必要となる書類	必要書類の例	事故が起こった場合
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など	<p>事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。</p> <p>【窓口：事故サポートセンター】 <受付時間> 24時間365日 0120-727-110 おかけ間違いにご注意ください。</p>
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など	
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書 など ②他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類休業損害証明書、源泉徴収票 など	
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など	
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手方からの領収書、承諾書 など	

（注1）事故の内容および損害の額などに応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査などにご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

■ 保険金は、原則として被保険者から相手方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

商品に関するお問い合わせ	保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
<p>パソコン・スマートフォンから</p> <p>https://www.sompo-japan.co.jp/contact</p> <p>（注）パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけません場合があります。</p> 	<p>損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。</p> <p>【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】</p> <p>電話番号 03-4332-5241（全国共通）おかけ間違いにご注意ください。</p> <p>受付時間 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）</p> <p>詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/)</p>

■ このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては賠償責任保険普通保険約款・医師特約条項などをご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社

神戸支店法人第一支社
 〒650-8501 兵庫県神戸市中央区栄町通3-3-17 損保ジャパン神戸ビル6F
 TEL 050(3788)7616 FAX 078(333)2674
 受付時間 平日 午前9時～午後5時

お問い合わせ先【取扱代理店】

学校法人 兵庫医科大学 事業法人
 有限会社 エイチ・アイ・サービス 担当：香川・廣

〒663-8501 西宮市武庫川町1-1

TEL 0798(45)6673 FAX 0798(45)6676

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時